		するほか、同法

、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法

附則第七十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五の二」を「及び第八項」に改める。

附則第八十条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改める。

附則第二十二条第一項中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「前条」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「前条第四項」を「第四十二条の六第五項、前条第四項」に、「第四十二条の九第四項」を「第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項」に、「第四十二条の十一第五項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第四十二条の九、第四十二条の十一」を「第四十二条の九」に、「第四十二条の十二の四まで」を「第四十二条の十二の五まで」に、「、第四十二条の五第二項」を「中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項に、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「第四十二条の九第一項」の下に「、第四十二条の十第二項」を加え、「及び第四十二条の十二の四第一項」を「、第四十二条の十第二項及び第四十二条の十二の五第七項」に改め、同条第三項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に改め、同項の表第十七条の二第十四項の項中「第十七条の二の十二の四」を「第十七条の二の十二の五」に改め、同表第十七条の三第六項の項、第十七条の三の二第五項の項及び第十七条の三の三第五項の項中「第四十二条の十二の三」を「第四十二条の十二の五」に改める。

附則第二十三条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改める。

附則第三十三条第一項中「とする」を「とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」に改め、同項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「前条」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、前条」に、「第六十八条の十三」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項」に、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同表第五項の項中「前条第四項」を「第六十八条の十一第五項、前条第四項」に、「第六十八条の十三第四項」を「第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項」に、「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同表第十一項の項及び第十二項の項を次のように改める。

第十一項	
第二編第一章の二	第二編第一章の二及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）
ついては、同法	ついては、法人税法
又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項
並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項
とする	と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第三項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする